

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を目指しており、以下の体制を整えております。

1. 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
2. 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を患者様へ無料で交付しています。
3. 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有し、それを利用して取得した診療情報を診療室等で閲覧し、診療に活用する体制を有しています。
4. 電子処方箋管理サービスに基づく電子処方箋を発行する体制を有しています。
5. 2 または 3 に関して、院内掲示をしています。

上記の体制により、令和 8 年 6 月 1 日の診療報酬改定に伴い「電子的診療情報連携体制整備加算」を月に 1 回算定いたします。